

第59回中小企業団体全国大会開催される(下)

- 全国中央会・都道府県中央会 -

(前号より続く)

・公正な競争環境の整備

1. 不当廉売等への厳正な対処と実効性の確保

中小企業者の経営努力を無にする不当廉売、優越的地位の濫用等の不公正な取引方法や消費者の適正な商品選択を妨げる不当表示等の行為に対し、迅速かつ厳正に対処するとともに、実効性を確保する一層効果的な措置を講じること。

2. 下請取引の適正化の推進

下請取引の適正化を図るため、親(元請)事業者の優越的地位の濫用等の不公正取引に対する取締りを強化するとともに、下請事業者の適正な収益を確保するなど、ルールある取引環境づくりを推進すること。

3. 中小企業並びに官公需適格組合への官公需発注の増大実現

国及び地方公共団体は、「官公需法」に基づき、地域中小企業者の経営基盤の強化を図るため、中小企業者並びに官公需適格組合への官公需発注をより一層増大すること。

官公需適格組合の受注機会を確保するため、「入札ポンド制」「総合評価方式」の導入に当たっては、与信や実績等は組合員分を合算して行うこと。

原油・原材料等の高騰を踏まえ、適正な積算根拠に基づいた予定価格を設定するとともに、大企業による低価格入札は不当廉売として捉え、必要な措置を講じること。

・持続的発展を図るための政策の展開

1. 事業承継税制の確立など中小企業の経営基盤強化のための税制の拡充

中小企業経営者が経営に専心できるための抜本的な事業承継税制を確立するとともに、事業後継者への円滑な交代のための民法の遺留分制度の改善など事業承継環境を整備すること。

中小企業の経営基盤強化を図るために中小企業関係税制を拡充するとともに、喫緊の課題である企業間格差の是正や中小企業の底上げのための支援組織である中小企業組合に関連する諸税制を拡充すること。

財政再建のための拙速な消費税率の引上げの議論は行わないこと。

2. 中小企業金融対策の拡充

構造変化や景気変動等の外部要因の影響を受けやすい中小企業を金融面から支援するため、政策金融改革における中小企業金融の維持・強化、担保や保証に依存しない融資慣行の確立に向けての取り組み、信用補完制度の適正な見直しなど、中小企業金融対策を拡充すること。

中小企業金融の円滑化と地域経済の振興・発展に極めて大きな役割を發揮している信用組合が、相互扶助による協同組織金融機関として今後もその機能・役割を効果的に果たすことができるよう、必要な措置を講じること。

3. まちづくりの推進と中小小売商業支援の強化

「まちづくり」を推進するため、中心市街地活性化基本計画の認定を受けた中心市街地に対する支援を拡充すること。

また、中心市街地以外の市街地に位置する商店街や共同店舗、個店についても、施策の拡充と新たな支援策の創設を行うこと。

4. 中小流通業・サービス業振興対策の充実

中小卸売業、中小運輸業について、物流の広域化、品揃えの強化、情報システム化などを図るための総合的な経営革新への取組みに対する支援の充実を図ること。

また、中小サービス業や生活衛生関係サービス業に対する生産性向上のための支援策を創設すること。

5. 持続的発展を可能とする経済社会の実現のための対策

国・地方公共団体は、循環型社会への構築に向け、中小企業における環境・リサイクル対策に対する支援を強化すること。また、中小企業の技術・資金面等の負担に対する実情を十分に把握し、環境関連法令の制定・改正を行うとともに、運用においても中小企業が確実に対応できるよう、十分な配慮や支援を行うこと。

原材料の内外価格差の是正・安定供給対策を講じること。

自然災害等の発生による被災中小企業者に対する万全できめ細かな災害復旧・復興支援対策を講じること。

中小企業組合を活用したBCP（緊急時企業存続計画）策定・運用の普及を図るとともに、金融・税制上の特別措置を講じること。

（了）